

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和3年4月13日 午後 1時26分 開 議

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	設楽健夫
委員	中根光男
委員	川村成二
委員	小倉博

欠席委員

なし

委員外議員

なし

出席説明者

教育長	大山隆雄
市民部長	山内美則
保健福祉部長	君山悟
教育部長	田崎守一
環境保全課長	廣原正則
市民部企画監	宮本明
子ども家庭課長	斎藤隆男
健康づくり増進課長	川原場宗徳
学校教育課長	岩井雄一郎

出席書記名

議会事務局 柏崎博子

議 事 日 程

令和3年4月13日（火曜日）午後 1時26分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 下稲吉中学校屋内運動場整備等について
 - (2) 新型コロナウイルスワクチン接種について
 - (3) 「新治地内排水流末改修工事」に関連する一般廃棄物処理業者について
 - (4) 産業建設委員会連合審査会開会申し入れについて
 - (5) かすみがうら市子ども・子育て会議委員の推薦について
 - (6) かすみがうら市保健センター運営協議会委員の推薦について
 - (7) その他
3. 閉 会

開 議 午後 1時26分

○櫻井繁行委員長

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日の日程に入ります前に、本日教育長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきます。

○教育長（大山隆雄君）

本日はご多忙の中、文教厚生委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

さて、今回は、1点目としまして、下稲吉中学校屋内運動場整備等について、2点目としまして、新型コロナウイルスワクチン接種について、3点目として「新治地内排水流末改修工事」に関連する一般廃棄物処理業者について、4点目、産業建設委員会連合審査会開会申し入れについて、5点目として、かすみがうら市子ども・子育て会議委員の推薦について、6点目として、かすみがうら市保健センター運営協議会委員の推薦についての、以上6件についてご提案とご説明をさせていただくことをお願いしております。

委員の皆様には、今後の本市行政遂行へのご助言も含めまして、ご意見をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に書記を指名いたします。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項にはいります。

初めに、下稲吉中学校屋内運動場整備等についてを議題といたします。

説明を求めます。

○教育部長（田崎守一君）

1番、下稲吉中学校屋内運動場整備等についてでございます。

本件につきましては、一昨年の令和元年度に用地を取得いたしまして、現在、屋内運動場と学校用地の敷地利用計画の設計作業を進めているところでございます。

現在の進捗状況について、学校教育課、岩井課長のほうから説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

それでは、下稲吉中学校の新たな屋内運動場整備及び敷地の利用計画を併せてご説明いたします。紙ベースの資料がございます。

まず、資料2枚目、A3の平面図をお願いいたします。この平面図につきましては、現況の下稲吉中学校施設の現況図となっております。

次の3ページ目、A3、2枚目の図面をお願いいたします。ピンク色の部分、新たな屋内運動場につきましては、鉄筋コンクリート、一部鉄骨の2階建て、2,443.05平米で、既存の校舎西側に下稲吉中学校のように体育館と柔剣道場を併設しまして、玄関ホールやトイレなどの共有できる部分を一つとしまして、一連した利用できる施設を考えております。

また、屋内運動場のアリーナにつきましては、全校生徒が頻繁に利活用する施設でありますことから、校舎に一番近い位置としてございます。アリーナの大きさにつきましては、これまでの体育館では、全校生徒で行うことができなかった入学式や卒業式につきましても、全生徒が参加可能となる面積を確保するほか、下稲吉中学校部活動の屋内競技の運動部の中で、一番大きなスペースを必要とするハンドボール競技のコートに対応できる面積を確保した設計となっております。

次に、柔剣道場につきましては、550.52平米、平屋建てを予定しております。日影や生徒の動線を考慮しまして、屋内運動場の南側に建設をする設計でございます。大きさにつきましては、柔道、剣道場共に、試合場1面ずつではありますが、試合場の周辺スペース、競技を行う四角の実線から壁までのスペースになりますが、そこを広く取りまして、大人数での部活動の練習にも対応をしております。

避難所の機能でございますが、屋内運動場と柔剣道場を併設することで、体調の悪い方と、平常の方の部屋を分けて収容できることや、畳のある柔道場は特に高齢者には有効に活用できるものと考えております。また、屋外の附属施設整備といたしましては、防災倉庫のほか、かまどベンチやマンホールトイレを新設する設計でございます。

次の4ページ目の図面をお願いいたします。今回の業務では、下稲吉中学校の敷地利用計画も行ってございます。この中で、給食室につきましては、下稲吉中学校開校から大規模改修を行っていない状況でありまして、隣接いたします、下稲吉小学校及び下稲吉東小学校も同様の状況でございます。また、最新の衛生基準の設備を導入するには、既存の給食室の大きさでは手狭でありまして、昨年から新型コロナウイルス感染症の対応といたしましても、増築や改築が必要であると考えます。これらのことから、水色の部分でございますが、下稲吉地区の3校をまとめる給食施設といたしまして、敷地を活用するものでございます。

また、新たな給食施設をここの位置にすることで、既存の給食室、赤色の部分でございますが、その給食室を配膳室等に改修することで、各フロアにあります配膳室をこれまでどおり利活用していく計画でございます。

職員の駐車場につきましては、現状では青色の部分にありましたが、新体育館西側に確保をいたします。

校門につきましても、現状の南側正門を西側に移しまして、新たな屋内運動場や生徒昇降口への動

線を新たに整備する設計でございます。

1 ページ、A4の紙をご覧いただきたいと思います。

上の行1の整備概要につきましては、ただいま図面の中で説明した内容でございます。

下の行、2の建設スケジュールですが、最短で設計工事を行う場合の内容となっております。屋内運動場につきましては、令和2年度と令和3年度で設計作業を行い、令和4年度は、国からの補助金交付決定後に議会の議決をいただいた後、工事契約を締結しまして、令和5年度の完成となる見込みでございます。また、給食室につきましても、最短で設計と工事を行う場合の内容となっております。令和4年度、令和5年度で基本実施設計、令和6年度、令和7年度に工事となっております。

説明については以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご質問等はございませんか。

○中根光男委員

確認させていただきませんが、給食室については、クーラーの設置も、これはきちんとした設計の中に盛り込まれるのでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

まだ、実施設計には至っていないんですけれども、実施設計の際には、調理室のエアコンも考えていく予定でございます。

○設楽健夫副委員長

給食室の3校の設立年月日、教えていただきたいんですけれども。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

下稲吉中学校しか資料がありませんので、申し訳ございません。

下稲吉中学校の給食室でございますが、昭和55年建設でございます。

○設楽健夫副委員長

後で、下稲吉小学校と下稲吉東小学校の設立年月日と、全体を統合するんでしょうから、その概要といえますか、建坪、ここも配膳室に活用ということで書いてありますけれども、下稲吉小学校と下稲吉東小学校、合わせて教えてください。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

あとでまとめまして資料で提出させていただきます。

○小倉 博委員

給食室ですけれども、米飯は、給食室で調理、今は外注でやっていると聞いたんですけれども、今回はどうなのでしょう。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

委員さんおっしゃるように、これまでは千代田地区は米飯を買っておりました。今回の設計の中には炊飯器をつけまして、ご飯を炊いていく予定でございます。

○川村成二委員

文教厚生委員が今年度からですので、ちょっと事前に説明があったかもしれないんですけれども、お伺いしたいんですが、既に令和2年から基本の計画が進んでいると思うんですけれども、先ほど、給食室のところでもコロナ対応のような発言がございました。今回のアリーナ体育館、それから、武

道場、給食室、これら全てにおいて、SDGs、持続可能な開発目標に基づいた対応というのは、どのようなことをやるかということは整理をされているのでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

今回の、令和2年度、令和3年度的设计作業でございますが、屋内運動場、体育館の基本設計をメインといたしまして、下稲吉中学校全体の敷地利用計画も行っております。その中で、今般のコロナ禍の給食の対応もありますので、今後も見据えまして、安定して学校が運営でき、給食も運営できるように、将来のことも見据えて考えていく計画でございます。

○川村成二委員

それは当たり前のことなんです。具体的に、10年、20年先まで続く建物を建てようとするわけです。そういう施設に対して、持続可能な開発目標で、こういうことを新たに取り入れましたとか、今の時代にあった、そういうことがあってしかるべきじゃないですか。そのことに対して具体的な考えがなければ、実施設計の発注はできないでしょう。今のような答弁をされているのであれば、何も考えていないのと同じじゃないんですか。

これをなぜいこうかと言いますと、前回の文教厚生委員会において、千代田中学校区放課後児童クラブ施設整備で触れさせていただいたら、やはり十分検討がされていなかったということで、考えを新たにしてくれて、対応を今検討されているんですよ。ましてや、市内のメインとなる中学校の体育施設、給食室に対して、先を見据えた新たな計画がされていないこと自体がおかしくないですか。されていないと言っただけは失礼ですけども、その考えがなければ、どのように設計、発注するんですか。今までと同じような体育館、アリーナ、武道場をつくるのであれば、全く後ろ向きですよ。環境問題についてもしかりだし、いろんなことを考えて、この新たな体育施設、給食室、どうあるべきかということの基本にまずあるべきではないのでしょうか。いかがですか。

○教育部長（田崎守一君）

ただいま川村委員から貴重なご提言いただきました。教育委員会といたしましても、ただいま委員の言われた10年先、20年先、そういった先を見据えた新たな計画ということで、環境に配慮した、例えば給食室とか、そういうものを取り入れながらまとめていって、それで、実施設計のほうに入っていきたいと考えております。

○川村成二委員

ぜひ、そのような観点を最優先に基本設計の中に入れるべきですよ。まだ令和3年度に実施設計やるわけですから、まだ間に合うと思います。ですので、十分な検討を加えていただいて、ほかの自治体が参考にするような、そういう施設に、まずアリーナを先に建設するわけですから、アリーナから進めていっていただきたい。ぜひお願いします。

○教育部長（田崎守一君）

今、川村委員のほうからご意見をいただきましたので、十分に取り入れながら、まずは体育館、屋内運動場のほうにSDGsの理念を取り入れてまいりたいと思います。

○川村成二委員

あと加えて、やはり下稲吉中学校の全体を見たときに、同様にSDGsの考えに基づいて、改善すべき、あるいは改修すべき箇所があれば、取り入れるように、全体のチェックも合わせていただければと思いますので、検討をお願いします。

○教育部長（田崎守一君）

下稲吉中学校全体の改修についてのSDGsというのも、ただいまご意見をいただきましたので、

検討してまいりたいと思います。

○設楽健夫副委員長

関連するかもしれませんが、これまで、議会とか、あるいは教育委員会の中でも、この体育館について、よく防災体育館、防災体育館という言葉が飛び交っていました。給食室もやっぱり同じ。もう一つは、この防災体育館というふうな話がされていたんで、まさかこの4坪の新設防災倉庫が、防災体育館の、それに関わってくるものなのかとは思ってはいませんが、避難所、あるいは防災時の体育館ということで、今までも防災訓練とかそういうものも様々行われてきています。先ほどもちょっと、コロナとか、そういうものの隔離とかそういうものもありましたけれども、動線の問題も含めて、そういう基本的な考え方はしっかり入れておく必要がある。

あともう一つは、先々の霞ヶ浦地区の学校の再編成だとかそういうものを考えたときには、よくコミュニティスクールということが言われてきた。これが、体育館についても、一般の人たちが使っていくようなものも含めて、今後どういうふうな形で想定していくのか、これは社会教育だとかそういうところとの関係も含めて、今まで言われてきたんです。これから整備していくものだろうと思いますけれども、具体的に言うと防災体育館と、あるいはコミュニティスクール、あと、給食室のほうについても、それに関連して、一般質問の中でも、防災体育館、防災時の食事の提供だとかいうことのやり取りがあったような記憶があるんですけども、そういうものも含めて、先ほどのSDGsじゃないんですけども、将来的にどういうものを見ていくのか。全体としてのかすみがうら市のバランスを含めて、下稲吉中学校は北のはずれですからということを含めて、どういうふうにしていくのかということもいろいろあるんでしょうけれども、戻りますけれども、防災体育館、コミュニティスクール等の基本的な計画を、やはり設計段階においては、あるいは設計思想の中に入れて、あるいは将来的にそういう可能性があることを含めて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

では、防災体育館とコミュニティスクールという、2点でよろしいですか。

答弁を求めます。

○教育長（大山隆雄君）

コミュニティスクールに関して答弁させていただきます。

昨日、県の市町村教育長会議がありまして、その中で県のほうから、コミュニティスクールへの取り組みを積極的に実施していただきたいというような要望が出ました。それで、現在、県内44市町村のうち、11市町村がコミュニティスクール実施にスタートに入ったということ。それで、現在13市町村が検討中というような報告がございました。かすみがうら市としても、検討中ということで、アンケートなどには答えております。

今後の予定としましては、小中一貫教育が令和4年度、来年の4月からスタートいたします。その後、このコミュニティスクールには取りかかりたいということは、私なりにそのような構想を持っております。できるだけ、ただいま設楽委員からあったような方向で、市としても積極的に取り組んでいきたいというように考えております。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

防災関係でございますが、先ほども申し上げましたが、1番はアリーナの隣に柔剣道場を併設することで、避難者を分けて収容できるということが一番のメリットと言いますか、一番のうたっているところでございます。そのほか、先ほど委員さんからご指摘の防災倉庫でございますが、大きさにつきましては、再度、防災担当と相談しながら実施設計のほうを行っていきたいと思います。

そのほか、かまどベンチやマンホールトイレにつきましても、同様に防災担当と協議を進めてまいります。

それと、給食室のほうでございますが、新たなものは当然、プロパンガス等を使えば、災害時でも使えるような給食室を考えてございます。現在の校舎の一番東側にありますピロティに隣接していますことから、炊き出しなどの際には、給食室で使ったものが、屋根のあるピロティで市民の皆様にお配りするときなど活用できるものかと考えております。

○設楽健夫副委員長

防災体育館は、防災訓練で今、コロナ関係の防災訓練も行われていますよね。その辺の防災関係者との意見交換も、あるいは全国的にどういうふうなことが考えられてきているのかということも、検討しておく必要があるんじゃないかと。

あと、防災時といった場合の、私はその話を聞いたときに、イメージとしては、いわゆる炊き出し、給食室は、その防災体育館に隣接する、あるいは近いところにつくるのかなというふうに思ったんですが、今回両脇になっているので。いろんなやっぱり考慮が必要で、防災担当部局のほうと協議をして、防災体育館については、在り方についても、これだけではないと思いますから、いろいろなことが今、起きているんで、その辺については要望だな。

○櫻井繁行委員長

言い切りでお願いします。

○設楽健夫副委員長

要望です。ちょっと協議をお願いします。

○櫻井繁行委員長

答弁、何かありますか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

委員ご質問のように、担当部署と、実施設計の中で、意見交換しながら作業を進めていきたいと思っております。

○川村成二委員

既存の屋内運動場の利活用と、プールについても、なかなか利用されていないように思うんですが、プールのエリア等の今後の計画は何か考えがあるんでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

既存の体育館につきましては、耐震性確保しておりますので、これまでどおり使う予定でございます。

プールにつきましては、令和2年度はコロナ禍で水泳授業を行っておりませんので、活用してございませんが、今後、通常に戻れば使っていく予定でございます。改修等につきましては、今のところは、大規模な改修は予定されておられません。

○川村成二委員

屋内運動場は耐震をクリアしているので、残していく。そうすると、使い方はどのようになるんでしょうか。何にどのように使うのか、お伺いします。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

現状の体育館では、部活動など、屋内競技、中でやりたくてもできない競技たくさんありまして、新しい体育館と、今後、第2体育館的な用途になると思うんですが、部活の種目ごとに分けて、体育の授業なども、クラスごと同時に体育の授業のある場合もありますので、それも第1体育館、第2体

育館、分けて使っていくことになると思います。

○川村成二委員

それは、今、現状も中学校の部活動として、そういう問題が起きているのでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

最初に申しあげましたハンドボール競技につきましては、現状の体育館ではアリーナ面積が少なくできないもので、屋外でやっていますので、全てが中でできてない状況でございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時55分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時03分]

○川村成二委員

既存の屋内運動場を残すことについて、もう一度残す理由を説明いただけますか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

下稲吉中学校の現状の生徒数からといたしますか、部活等でも種目がたくさんございます。ハンドボールやバレーボールやバスケットボール、男女別、そういう生徒たちが、現状の体育館では大変手狭なことから、アリーナ面積を増やしたいという考えの下で、新たな体育館を併設していきたいという考えでございます。

○川村成二委員

そこで、新たな屋内運動場等については、これから、設計、建設するわけですので、コロナ対策という面で、換気を考慮した施設になると思います。当然していかなければならないと思うんですが、そうしますと、既存の屋内運動場施設、設備の差が大きくなってしまいますので、既存の屋内運動場についても、コロナ対策の換気等、機械設備も含めて、十分な対応を取るべきだというふうに私は思うのですが、その辺については何も考えてはいないのでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

委員さんおっしゃるとおり、新しい体育館と旧体育館では、設備の面で差が出てまいります。おっしゃるとおり、コロナ対策につきましても差が出ると思いますが、古い体育館につきましても、できる限り同じような対策ができるように、今後検討してまいりたいということしか、現状ではお答えできない状況でございます。

○川村成二委員

できる限りではなく、必ず設備の整備を実施していただくように要望します。よろしく願います。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時06分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時07分]

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（君山 悟君）

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種についての説明をさせていただきます。

当市の状況につきましては、4月20日から22日の日程で、医療従事者等に対するワクチン接種が始まります。その後の予定につきましては、ワクチンの配布状況にもよりますが、現時点での予定につきましては、所管であります、健康づくり増進課、川原場課長からの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

資料の1番目、市民への接種券等の発送についてでございます。

3月22日に65歳以上の高齢者の方を対象としまして、接種券、クーポン券のほうを発送させていただいております。接種券につきましては、シール台紙状になっておりまして、接種時に予診票に貼りつける個人識別のシールと、ワクチンのロットナンバーを貼りつけたものを接種日時と場所を記載する接種済証を兼ねているものとなっております。

また、今後4月20日ぐらいを予定しておりますけれども、同じく65歳以上の方の高齢者の方へ、予診票、それと同封いたします案内文のほうを送付する予定でございます。

案内文につきましては、ワクチン接種の流れ、それから接種会場、副反応についての説明を記載したのについてお送りする予定でございます。

続きまして、2番目、国からのワクチン配布についての予定でございます。

①の医療従事者接種用のワクチンにつきましては、今週、かすみがうら市医療従事者用としまして、1箱配送される予定となっております。市内の医療従事者接種に当たりましては、かすみがうら市ウエルネスプラザ体育館にて実施することとなっております。

②の高齢者接種用のワクチンのほうですけれども、こちらのほうは4月26日の週に配布をされる予定となっております。

現在、明確に配送が予定されているワクチンのほうは、先ほどお話ししたとおりですけれども、一応5月6日の週には、全国で4,000箱のワクチンが配布されるという連絡がありまして、また、5月10日と17日の週に1万箱以上が供給される見込みという話は受けているんですけれども、県内市町村での配分量が示されていないことから、今後、当市分へ、どの程度の配分量かというのが、今のところ未定となっております。

続きまして、接種者の順序についてでございますけれども、医療従事者の方につきましては、4月20日、21日、22日の3日間に、第1回目の接種がウエルネスプラザ体育館にて実施します。2回目の接種につきましては、3週間後の5月11日から13日までの予定で計画をしているものでございます。

続きまして、65歳以上の高齢者の接種となりますけれども、高齢者施設入所者の方の接種が、5月の連休明けから、また、集団接種と医療機関の接種が5月下旬から開始する予定となっております。

続いての優先順位としましては、基礎疾患を有するものとなっておりますが、そちらは高齢者の接種のほうが大体進んだ状態で、今現在の想定ですと大体9月程度かと考えているところでございます。

最後に、それ以外の者の接種の順番となっております。

まもなく医療関係従事者の接種も開始されまして、続いて高齢者の接種も間近となっております。今後、市民の方への接種について、広報紙やホームページ等により周知のほう図ってまいりたいと思

いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明につきましては以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○設楽健夫副委員長

接種順位及び開始時期についてということで、医療従事者は対象者数 281 名というふうに絞り込んでいるということですよ。

もう一つ、65 歳以上の高齢者についての、絞り込んだ人数も合わせてお願いします。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

接種対象 281 名というのは、かすみがうら市内の医療従事者の関係の方で、まず、医師の方、それから、あとは看護師の方、それから、市町村のほうで言いますと、消防の救急隊の方とか職員となつてございます。

65 歳以上の高齢者につきましては、約 1 万 3000 人程度となつてございました。

○川村成二委員

国から配送されるワクチンで、195 バイアルというのは、かすみがうら市では何人分接種できるのでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

1 箱 195 バイアル入りは、通常そのまま来るんですけれども、それに付随してくる注射器、その数が、今、5 本と 6 本という話がございます、5 本の数でありますと、単純に 195 掛ける 5 で 975 回分接種できます。6 回分のシリンジが来た場合には、1,170 回分が打てる数となつてございます。

○川村成二委員

その注射器がどちらで届くかは分からないので、合計の接種人数の把握は難しいと思うんですけれども、それを 2 回接種するとして、開始時期の 1 番、2 番は全て、この 2 箱でクリアできるのでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

医療従事者のほうで言いますと、1 箱約 1,000 人分としましても、こちらのほうの接種は、かすみがうら市医療従事者 280 人くらいと、それから、神立病院の職員、土浦検診センター、その医療機関の分の 3 か所を打つような形になっていまして、1 回では、たしか 600、700 程度だったので、2 回分打つ数までではないので、それから、今後もう 1 箱来る予定ですので、それがあつて初めて 2 回分が打てる予定となつてございます。

ちなみに、2 番の高齢者のワクチンなんですが、数的には、実際のところ全然足りない状況ですので、今後来る量も見ながら、継続して接種していくということになります。

○川村成二委員

そうしますと、5 月以降の接種については、あくまでも予定なんだろうけれども、この予定を立てる上で、国からのワクチンの配送は、この 1 番、2 番以外ではいつ頃何箱届くことで計画しているのでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

先ほど説明の中でも、話をさせていただいたんですけれども、今後 5 月 3 日の週に 4,000 箱とか、

10日と17日の週に1万箱というのがあるんですけども、国のほうで振り分けられて、それから、県から市町村のほうに配布されるんですが、その数の大体のおおよその何ケースとかが示されていないので、今のところは県任せの話にはなってしまうんですけども、大臣の話では、今後ワクチンのほうも流通は確保はするので、接種体制はちゃんと整えて、すぐできるようにという話ではされていますので、そちらのほうは今後行っていきたいと思っております。

○設楽健夫副委員長

県に5月3日には何箱入るんですか。5月10日には県に何箱入るんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

そちらのほうは、まだはっきりと知らされておられません。

○設楽健夫副委員長

ということは、医療従事者、消防の人を含めて281人ですよ。この195バイアルというと、5と6では相当変わりますけれども、1,000人前後ですよ。この195バイアルで、1回目と2回目をこれでこなすんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

195バイアル、約1,000人分の話なんですけれども、281人のかすみがうら市内の医療従事者の方、プラス神立病院の従事者の方、それから、土浦検診センターの従事者の方の3つをその195バイアルで打つ、約1,000人分なんですけれども、1回目は打ち切れるんですけども、2回目分が足りませんので、もう1箱来て初めてその方の2回分が完了するような形となっております。

一応2回目分は、約3週間後には届く予定として話はされているところです。

○設楽健夫副委員長

私が改めて聞いたのは、この195バイアルで、今、保育園だとか、学校の関係の家庭内クラスターがどんどん出ていますけれども、そういうところに回せないものなのかという質問だったんです。

○保健福祉部長（君山 悟君）

国のワクチンなんですけれども、ニュースでも昨日あたりから、一部の市町村で高齢者の方の接種が始まったと、県内で始まったというニュースがあったと思いますけれども、第1回の県の配布したワクチンなんですけれども、医療従事者関係では、やはり水戸市とか、つくば市とか、あるいは土浦市、いわゆるコロナ患者の方が入院される病院からというところが優先的に配布されました。ようやく当市のほうにも配布があったというような状況でございます。全体的にワクチンが流通がしていないというような現状だと思います。

ニュースでもありましたように、東京のある市は、16万人の高齢者に対して、1箱、2箱配布、圧倒的に足りないという状況でございます。私どものほうとしましても、なるべく早くワクチンの状況、いつになるか、どのくらい確実に入るのかというような情報は知りたいところなんですけれども、県のほうでも分からないというような状況で、確かにニュースでちょっと見たんですけども、ある市町村は、ある程度のワクチン数が確保できるまで接種は待とうというような判断をするところもあるような状況でございます。

私どもとしましても、なるべく早く入れば、今ありましたように、高齢者施設とか、あるいは学校とか、クラスターとか発生する可能性があるところに関して、優先的に接種を進めたいという気持ちはあるんですけども、ワクチンの確保が一番難しく、国のほうが早く示してくれれば、市町村としましても、ある程度予定は立てることができます。

あるいは、今、高齢者施設のほうにも、アンケートを取りましたので、かなりの施設が入所の方、

従事者の方、受けたいというような意向を示しているんですけども、ワクチンが確保できない状況なので、待っていただいているのが現状でございます。

ですから、なるべく早く入ってきていただきたい。できれば連休明けぐらいには国が示すように、国全体というような話だとは思んですけども、市町村としては、そういうのがあるかと思しますので、なるべくワクチン配布になれば、即接種に取りかかりたいというようなことで、私どもでは考えておりますので、現状としましてはそういう状況でございます。

○設楽健夫副委員長

このワクチンの流れですけれども、医療従事者の今、2つの側面が出ましたよね。医療従事者と65歳以上という形で出ていましたけれども、基本的な医療従事者の流れと、あと、65歳以上の流れというのは独立しているんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

基本的には、大元で、医療従事者用のワクチンとして来ているものがございまして、その次に、高齢者用という形でワクチンが来ているものがあります。最初のうちは、医療従事者用は医療従事者しか受けられないということにはなっていたんですけども、今、やはりワクチンの流通が遅いのと、あとは、医療従事者のほうのワクチンが、打ったんですけども、残っているような場合があるようなところがあるらしく、そちらについては、高齢者のほうに流用させられるような話も出ていますが、基本的には、医療従事者は医療従事者、高齢者は高齢者という形で、すみ分けがされているものと認識しております。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時24分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時34分]

○川村成二委員

65歳以上の高齢者に対しては、5月6日以降を予定しているようですけれども、接種会場については、具体的には、ウエルネスプラザ、あと千代田公民館、あと各病院で接種できるのでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

高齢者の方の接種につきましては、まず、基本的にかかりつけの医療機関で、市内9か所で協力していただける医療機関がございまして、そちらのほうでやっていただく。もしくは、ウエルネスプラザ体育館のほうで今、予定しておりますので、そちらのほうで考えております。

先ほど、お話にありました千代田公民館のほうなんですけども、当初会場としても考えてはいて、まだはっきりとは決まっていないんですけども、あと少し市民の方が行きやすいとか、あとは、場所、条件等がいいようなところがもしあれば、そちらのほうに検討するというのも考えております。

○川村成二委員

そうしますと、予約の段階で、かかりつけ医9か所か、あるいはウエルネスプラザを選ぶということになるとは思うんですけども、そうした場合に、かかりつけ医で1か所の医院で接種を希望する人が極めて少ない場合、ワクチンそのものの保管というのは、基本的にそのかかりつけ医で対応できるのでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

まず予約の段階の説明をさせていただきたいんですけども、医療機関接種、それから、集団接種につきましては、一括して、インターネット、もしくは電話のほうで、予約を行うこととしておりま

す。中には医療機関のほうで、何月何日に打てる、打てないというようなのが、インターネットで見られるような状況にしておいて、空きのところに入れていただくような形は考えているんですけども、先ほど申されましたワクチンの管理につきましては、予約が接種の5日前までにしていただくような形で考えておりますので、その集計が終わって、例えば何月何日のどこの医療機関でそのワクチンがどのくらい必要だというときに、かすみがうら市の保健センター、ウエルネスプラザですけども、そちらのディープフリーザーから、その医療機関に持って行って、使う分だけというのを、2日分ぐらいとかそういうのを一度に持って行って、足りなくなったらまた持っていくようなことを考えております。

○設楽健夫副委員長

あと、ちょっと集団接種がウエルネスプラザというふうに考えた方がいいのか、一つあるんですけど。9医療機関と言ったでしょう。霞ヶ浦地区と、下稲吉地区と、千代田地区の数をちょっと教えてもらえますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

霞ヶ浦地区のほうで2機関で、そのほか7機関が旧千代田のほうになります。大体千代田のほうも、どちらかというと、本当に稲吉あたりに集中はしてしまっています。

○設楽健夫副委員長

心配なのは、最初公民館という話もあったんで、千代田中地区の人たちがどのくらいの医療機関、霞ヶ浦のほうは実質3つあるわけじゃないですか。ウエルネスプラザが西の外れにあったにしろ、医療機関が2つとウエルネスプラザ。千代田中地区は、医療機関幾つあるんですかね。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

確かに千代田地区の千代田中学校より北側のほうの医療機関がないものですから、やはり場所的に神立周辺に集中しているような形にはなっております。

○設楽健夫副委員長

千代田中学校より北はないんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

川俣医院とかはあるんですけども、ファイザー製のものは協力ができかねるという話でございましたので、数には入っていないので、実際、千代田中学校より先というのは存在しない状況でございます。

○設楽健夫副委員長

千代田中地区のタクシー券出すとか、いろいろやらないと、置き去りにされる可能性がありますよ、これ。何か検討してください。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

その点も踏まえまして、今後、検討させていただきます。

○川村成二委員

今回のワクチン接種についてはではないんですが、PCR検査の自主検査についての状況を分かりましたら、お聞きしたいんですが。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

現在、介護長寿課が担当となっております。

○川村成二委員

担当課が違うんですか。部長分からないですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

新年度、介護長寿課のほうで、引き続き週1回ウエルネスプラザのほうでということ、予算等は計上してありますけれども、まだ始まったばかりなので、人数的に多いとは聞いておりません。

あと、話が違うんですけども、前回4月2日の日に、茨城県知事が、県独自の蔓延防止が終了するというのであったわけですけども、その中で、私どものかすみがうら市のほうで、高齢者福祉施設関係の施設の従事者に対してPCR検査を実施するというような発表がありました。内容につきましては、直接は茨城県のほうの予算で対応するという事なんですけれども、市内における特別養護老人ホームとか、あとは有料老人ホーム等が該当するわけですけども、PCR検査、この検査につきましては、通常は1つの容器に1人の検体が通常の検査です。今回県が導入する、予定している検査は、1つの容器に5人の検体をまとめて採取して検査をするというような状況と聞いております。それで、検査をして、当然5人なんで、5人の方1人に仮に陽性があった場合は、5人の方誰かということが特定できないので、その後、再度また個別の検査を行うというような流れだと思います。

この件に関しまして、市内の該当する施設のほうに担当課のほうで問合せをした内容によりましては、該当する施設の従事者の方、ほとんどの方がこちらの検査に申し込むというような状況で、報告を受けております。

今回、県のほうで独自に施設関係、特に当市、発表が4月2日の前の1週間ぐらい、立て続けに陽性者の方が発生しました。その関係で、多分新規の感染者が多いということで、県のほうが、独自にPCR検査を行うというようなことで始まったようです。

○川村成二委員

PCRの自主検査については、もう少しホームページのほうで分かりやすい内容での掲示をしていただいて、具体的にこういう流れでできますよということをホームページのほうに掲載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

ただいまありましたことにつきましては、担当課のほうと協議しまして、ホームページに分かりやすく具体的な方法を載せまして、広報活動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時45分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時50分]

次に「新治地内排水流末改修工事」に関連する一般廃棄物処理業者についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民部長（山内美則君）

続いて、市民部からは、(3)「新治地内排水流末改修工事」に関連する一般廃棄物処理業者についての説明を申し上げます。

この案件につきましては、先日の令和3年第1回定例会におきまして、建設部の所管である当該工

事に対する一般質問があり、その質問の中で、この工事場所に隣接する一般廃棄物処理事業者の説明を求められました。環境分野、一般廃棄物に関する事務事業の関連でございますので、本日はその概要と経過についての説明をさせていただきたいと思っております。

詳細については、環境保全課、廣原課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○環境保全課長（廣原正則君）

それでは、概要等について説明をさせていただきます。

まず、1、県南造園植物リサイクルセンターの概要について、説明をいたします。

会社名は、茨城県県南造園土木協業組合、名称、県南造園植物リサイクルセンター、所在地はかすみがうら市新治字筈崎となります。

敷地面積 2,300 平方メートルで、処理能力は 5 トン未満であり、一般廃棄物の草、木くずを処理しています。

2 の根拠法令については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項及びかすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 14 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理業の許可であり、うち処分業の許可となります。

3 の事業の内容ですが、同組合からの事業計画書を要約して記載しております。

①の許可申請の理由では、当組合の事業目的から一般廃棄物の適正な処理を目指し、かすみがうら市の環境衛生の保全確保に努めると同時に、植物発生材は貴重な有機物の資源と捉え、適正な処理方法で有効な利活用を図り、チップ化、腐葉土等として緑農地に還元していくことが、循環型社会形成のため、強いては地球環境負荷の軽減となるものと認識し、有効活用していくこととしており、②の事業の概要では、市内及び周辺地域の街路樹や保全緑地等の管理作業から発生する芝刈草、剪定枝並びに間伐材等を破砕し、果樹園芸農家、耕種農家、造園業者との連携協定の中で有効に腐葉土化。破砕したものは敷料と混合し腐葉土としたり、その他チップ舗装材料として利用。それらを受入先である果樹園芸農家、耕種農家、公園に供給し、緑農地に還元することでリサイクルとしての循環の形を構築。

なお、上記以外のものについては、当センターに積替え保管した後、ごみ処理施設に運搬、処理。さらに、有価処理できるものについては随時販売とし、③その他として、廃棄物処理法等関係法令を遵守し、同時に周辺の環境保全への配慮、事故防止の徹底を図る。としております。

また、4 の施設の経過等を報告いたします。

平成 13 年 12 月には、同組合から初めて処理業の申請があり、許可をしております。

以下、2 年ごとに更新申請しておりますが、令和 3 年 2 月 12 日に、令和 3 年度から令和 4 年度分の更新申請がありました。

以下は、現場の確認等の経過となります。

令和 3 年 2 月 15 日の雨天時に排水路付近の現地確認を行っております。内容としましては、工事が予定される水路に当センターの方向から向いている排水管の接続を確認しましたが、排水管からの水の流入については、既に排水路がオーバーフローしていたため、確認はできませんでした。

また、当センター敷地内の土側溝から排水路への水の流入を確認しております。

3 月 2 日には、当センター施設内の現地確認を行っております。

施設内から土側溝に向けて水の道が形成されていたため、敷地内での水処理を徹底するよう指導いたしました。

また、3 月 13 日は雨天であったため、排水路付近の現地確認を行っております。

当センターの方向から向いている排水路の機能は無効とされており、排水路への水の流入はないことを確認いたしました。また、土側溝についても撤去されており、雨水等の排水路への水の流入はないことを確認しております。

そして、3月25日には、当センター施設内の立入検査を行いました。

内容としまして、施設内から土側溝に向けた水の道が撤去されていることを確認しております。

その他、指導内容としまして、隣地で外塚農園が自社処理している資材の置場との境がないため、速やかに仕切りをすること。日量、搬入業者等を確認できる書類を提出すること。今後も雨水等については敷地内処理とすること。以上の指導を行っております。

そして、3月30日には、処理業の許可証を発行しております。期間につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

また、次のページでは、同リサイクルセンターの図となっております。

青色の線は、流末改修工事の施工場所となっております。

この黄色の枠につきましては、リサイクルセンターとなります。

赤色の部分の「撤去された土側溝及び排水管」と表示された部分であります。2月15日、リサイクルセンターの方向から向いている排水管を確認しましたが、3月13日には、排水管の機能は無効であること、並びに土側溝については撤去されていることを確認しております。

また、同じ赤色の排水管で下側部分の「確認された排水管（2か所）」と表記されている部分では、2か所ほど排水管を確認しておりますが、この2か所のうち、上側の排水管の機能は無効であると確認いたしました。下側の排水管については、短いパイプが畑の上に置いてあるのみで、接続がないことを確認しております。

緑色の枠については、外塚農園の敷地であり、資材置場となっております。この農園とリサイクルセンターとの仕切りがなかったため、速やかに上側赤い点線のように、事業区域に関わる仕切りをするよう指導しております。

説明については以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

これではちょっと分からないので、一つは、地図がありますけれども、この黄色の枠の中が処理施設ですよ。その中が、どういうふうになっているのかというのが、台貫だとか、いろんなものが、施設があるんでしょうけれども、そういうものがないと判断できない。それが一つ。

あともう一つは、この一般廃棄物処理許可申請書というのが出ているはずですよ。それが、いろんな要件が書かれている内容だと思うんですけども、それを出してもらいたいです。そうすれば判断ができますから。

○環境保全課長（廣原正則君）

まず、図面でございますが、少し確かに施設等の概要がわかりませんので、その辺についてはお渡しできるかとは思いますが。

それと、もう一つ申請書につきましては、おおむねこの概要についているものが、ほとんど申請書ということになっておりまして、まず1番の概要ですとか、③の事業の内容ですとか、その辺のところで申請書が出されております。申請書も提出できます。

○設楽健夫副委員長

では、出してください。

それと、この処理業の根拠法令が、②がかすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、ありますよね。その上の①、この処理場の要件は廃掃法の中の第何条の第何項で、あと、制限要綱がありますよね、5トン未満という。通常の5トン以上は県管理になりますけれども、5トン未満は市町村管理になりますよね。その法令が示されていないので、それも、どういう法令に基づいてという法的な根拠が①のところを正確に報告していただきたい。

○環境保全課長（廣原正則君）

ただいまの法令の条文をとということでもよろしいですか。

○設楽健夫副委員長

第何条第何項で、その要件ですよ。説明されればいいですけども、あるいは箇条書で書いてもらっても結構です。

今、出ますか。

○環境保全課長（廣原正則君）

それでは、条文を読み上げさせていただきたいと思います。

まずは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の第6項でございます。

第6項一般廃棄物の処分業を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る)、もっぱら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでないというのが、まず①の根拠法令でございます。

続きまして、かすみがうら市の条例でございます。

かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第14条第1項の規定でございます。第14条、第7条第1項及び第6項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。これが第14条でございます。

○設楽健夫副委員長

この申請書の法的な扱いというのは、廃掃法が一つあるよね。今の条例があるよね。5トン未満はどの規則ですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定によるものでございます。

○設楽健夫副委員長

5トン未満は書かれていないですよ。

○環境保全課長（廣原正則君）

こちらは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令というのがございまして、その第5条になります。第5条を読み上げさせていただきます。

法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上にあつては、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上のごみ処理施設とするということでございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時06分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時09分]

指名しているので続けてください。

○環境保全課長（廣原正則君）

まず、法律につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第7条第6項の規定による一般廃棄物の処分を業として行おうとする者でございまして、さらに、先ほど申し上げました施行令のほうで、5トン以上の場合には県知事の許可を受けるということでございます。さらに、先ほど申し上げました処分業として行うものとする場合には、市町村長の許可というところがございますので、5トン未満の場合には、市町村長の許可を受ける、そういうような法規になってございます。

○設楽健夫副委員長

そうすると、この上位法令と言いますか、廃掃法とあとは施行令と、それに従って、市町村の条例によって、この中間処理の認可は下ろされていると。それで、条例の中の実績報告書というのが義務づけられていますよね、毎月。それはどれを使用して報告受理しているんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の施行規則というのがございまして、そちらの中に様式が定められております。そちらの中で毎月提出されているということでございます。

○設楽健夫副委員長

その中で、日5トン未満、それはどのようにによって判別しているんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

そちらの中で、月ごとに出されておまして、その中の日量が5トン未満であることは確認しております。

○設楽健夫副委員長

この報告書には、日量の記載事項はないですよ。それでどうやって判断されるんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

確かにこれまでの報告書では、全体の中で日量を確認しておりましたが、確かにご指摘がございましたので、日量並びに搬入業者等の明確な数字を出すよう、業者には指導したところでございます。

○設楽健夫副委員長

業者指導というふうにあったと思いますけれども、このエビデンスの添付は、その証拠書類、例えば台貫の写しだとかありますよね。この施設にも台貫はありますよね。そういう意味で、全部の施設の内容を教えてくれと言っているんですけれども。エビデンスは、この業者だけではなくて、市の中では、また何社かあると思いますけれども、エビデンスの添付は求めているんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

現在のところ、そこまでは求めている状況でございます。

○設楽健夫副委員長

上位法での5トン未満については、市条例でありますけれども、その判断ができてないじゃないですか。それでは、市の5トン未満というチェックはできていないじゃないですか。エビデンスもない、日量のトン数も書いていない、日にちも書いていない。そういう書式にもなっていない。なっていないとすれば、エビデンスがあれば分かるんですけれども、それも取っていない。とすると、法規制に

従っているかどうかということが分からないじゃないですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

実際のところ、一般廃棄物処理ということをございまして、産業廃棄物等につきましては、マニュアル等の発行については求められるなど、法令の中で定められているところもございますが、こちらにつきましては、現在のところ条例並びに規則で施行している状況がございます。その伝票等の提出までは求めないというのは現状ではございますけれども、今後なるべく分かるような状況ということで、提出をいただくよう指導したというところをございます。

○櫻井繁行委員長

それは、1業者じゃなくて市内の業者、一般処理業者全てということで、課長よろしいんですね。今は1つのところに偏ってしまっているの、話が。

○環境保全課長（廣原正則君）

現在のところ、指導しているのはそこをございます。その業者のみでございますけれども、今後、提出については倣って提出させるように指導していきたいと考えております。

○設楽健夫副委員長

行政のほうとしての条例をしっかりしていく必要があるということなんです。エビデンスも含めて、今、答弁ありましたけれども、整理をして、しっかり上位法に従った形で市の一般廃棄物管理運営ができて、行政指導ができるということは、今回の改善命令といいますか、それは行政内部の改善と、この業者を含めた業者に対する改善命令と、双方の側面を持つということですよ。

○環境保全課長（廣原正則君）

今後、その辺のところの指導というのは、しっかりと行っていきたいと考えております。

○設楽健夫副委員長

この業者の施設から排水管が、雨排水路に接続されていましたよね。これは、いつで、なぜそういうことをしたのかということについては調査しましたか。

○環境保全課長（廣原正則君）

当課として確認ができたのは、先ほど申し上げました2月15日のところをございまして、その際には、既にオーバーフローしていた状況をございまして、水の流入が確認できなかった状況がございました。

その後、また雨天時に確認をしたところなんです、そこについては、既に排水管の機能は無効とされている状況が確認できたところをございます。

その事前の確認については、当課としても初めて2月に確認したという状況にはなっております。

○設楽健夫副委員長

ここで、実際、排管が何本か雨排水路に接続されて流れるようにセットされたわけだよな。セットされていた。そうですね。

○環境保全課長（廣原正則君）

こちらの件につきましても、実は施設内の現地確認を3月2日に行った際をございますけれども、その辺の排水管の件についても、担当者に聞いたところなんですけれども、本人たちもちょっとその経緯については分からなかったところがあったようで、実際にその辺の、明らかに施設から外に出しているという意識はなかったようなことで聞いてございます。

○設楽健夫副委員長

排管が設置されているということは、そこから目的があって排管が設置されるわけですよ。もう一つ、

土水路が排水路のほうに向かってつくられていた。これはなぜなんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

それにつきましては、確かに施設内での雨水が溜まってしまった状況があつて、それは流していたという事実は確認いたしました。ただ、それについては、既にその辺のところは埋めてございまして、宅地内処理をしていると、現在のところしているというような状況でございます。

○設楽健夫副委員長

先ほどから、なぜに排水管を設置し、土水路をつくったのかというのは、その理由があるからなんですよ。この施設の中に、例えば貯水槽だとか、あるいは、様々な排水枡だとか、そういうものがあるかどうかは、私はまだ見ていないから分からないですよ。そういう一つの施設の中で、外に水を出さなければいけなかった理由があるから、土水路もつくるし、排水管も設置するんですよ。そこをきちっと見なかったら、今、土水路は埋めました、排水管は今流れていません。じゃ、雨降ったときに水はどういうふうに流れるんですか、どういう仕組みになっているんですかという説明がなかったら、ももとの常会のほうから苦情が出ていたり何かという話が出ていましたよね。そういうことは改善されないんじゃないですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

施設内の調整池については、当課としても確認はしておりまして、その中で処理がされているというような状況で確認をしております。

○設楽健夫副委員長

調整池があつて、その処理能力を超える。だから排水路に流したんでしょう。あるいは流す設備を整えたんでしょう。土水路もつくったわけでしょう。だから、その改善は、改善命令が必要ではないですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

確かに現地を確認した、3月2日に確認した際には、調整池が少し埋まってしまった状況があつて、それで土側溝がつくられていたと考えられます。その辺のところを指導したところ、3月13日の確認や3月25日の際には、その辺の調整池が掘られていて、土側溝も埋められていた、そういう事実を確認しております。

○設楽健夫副委員長

時間もどんどん過ぎるんで、いわゆる現地に入って、チェックした事項と、関連する土水路だとか、あるいは排水管についての改善命令を出したわけでしょう。そのことによって、この業者がそこに排水管、土水路を設置した要件については、このように改善していく、改善されている、あるいは行政としてそれについてこういうふうな判断をした、そういう報告書でなければならないんじゃないですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時23分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時31分]

○環境保全課長（廣原正則君）

改善命令書等につきましては、口頭で指導したということもございまして、既に実施されているということもございます。こちらの資料につきましては、写真の前後がなかったというご指摘もございますので、そちらについては、後日、提出させていただきたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

それでは、改善したものはしっかり撮ってもらって、写真でということですね、分かりました。

○設楽健夫副委員長

改善命令書が、認可の更新申請について許可をしたんですね。口頭で改善命令を出して、それを遵守するというを前提に。そうですね。それはこの前の一般質問の答弁でもそういう答弁してましたからね。法令を遵守しなければ認可しませんというふうに言い切っていましたから、今回はそういう処置をしたとすれば、今さら改善命令書は出せないとするならば、こういう改善命令内容、条項でも何でもいいです、それを書いて、そして、それが今、過去と現在とその写真があればそれを添付して、報告をしてください。

○環境保全課長（廣原正則君）

写真等につきましては、後日、提出をさせていただきたいと思います。ただ、指導内容等につきましては、本日の資料の3月25日の部分で内容を掲載させていただいていますので、ご確認いただければと思います。

○設楽健夫副委員長

あと、先ほど言った、2つのエビデンスについては出してください。

○櫻井繁行委員長

2つというのを具体的におっしゃってください。

○設楽健夫副委員長

申請書、事業計画書、あと地図、事業内容が判別できる地図。

○環境保全課長（廣原正則君）

ご指摘の書類については提出をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで執行部の皆様には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。 [午後 3時34分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時34分]

次に、産業建設委員会連合審査会開会申し入れについてを議題といたします。

先ほど、環境保全課より説明を受けたことに関連いたします。

新治地内排水流末改修工事に伴う一般廃棄物処理施設についての事件について、令和3年3月11日付け産業建設委員会委員長より連合審査会開会申入書の提出がありました。

つきましては、連合審査会開会申し入れに対し、同意するかいなか、ということをお委員の皆様にお諮りしたいと思います。

本日、申入書の添付資料といたしまして、2月24日の産業建設委員会会議録の抜粋を載せさせていただきました。連合審査会を開催したいという経緯については、この議事録のほうから確認をしていただければと存じます。

少し確認の時間をとらせていただきたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時36分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時37分]

改めて、重なりますが、連合審査会開会申し入れについて、同意をするかしないかということで、委員の皆様からご意見があれば、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○中根光男委員

産業建設委員会委員長から連合審査会の申し入れがございましたが、今回の案件につきましては、文教厚生委員会所管のことであり、こちらで粛々と環境保全のことについて、調査・確認・議論していくことでよろしいかと私は思います。

○櫻井繁行委員長

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時38分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時38分]

中根委員より、文教厚生委員会の所管のことであり、連合審査会開会の申し入れについては、同意しないというご意見をいただきました。

そのほか、ご意見ございますか。

○設楽健夫委員

どのみち、現地調査だとか、改善命令が出されて、その現地確認もしなくちゃいけないわけですから、環境保全課も一緒に動いている。まあ、動いているわけだよな。そういう話にもなるんで、そういう意味では、合同でやることについては、その方が、効率的で、全体を見ることができる。実際は、常会からの要望事項でもあって、今、工事もやってますけど、全体を見ていく必要があるんで、産業建設委員会の方の、工事の出来具合と、あと、この施設の現地調査といいますか、それは、文教厚生委員会でもやる必要があるというふうにも思いますので、一緒にやって構わないのではないかと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほか、ございますか。

○川村成二委員

経過については、十分熟知はしていないのですが、産業建設委員会としては、新治地内排水流末改修工事に係わる課題であって、そして、文教厚生委員会としては、県南造園リサイクルセンターの雨水処理の問題。だとすれば、雨水処理の問題については、先程の報告のとおり、現地確認して、既に3月30日に認可をしているので、あえて、合同で審査をする必要はないのではないかと感じております。

○櫻井繁行委員長

小倉委員からもご意見いただければと思います。

○小倉 博委員

私も、中根委員と川村委員と同じ意見です。

産業建設委員会の方では、道路の改修工事ということで、文教厚生委員会では、環境の面から雨水の流入に関する問題として考えますので、合同の審査でなくても良いのではないかと思います。

○櫻井繁行委員長

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時41分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時41分]

ただいま、委員の皆様から連合審査会開会申し入れにつきましては、同意する、同意しないとのご意見をいただきましたので、ここで、賛否を取らせていただきたいと思います。

連合審査会開会申し入れを同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立少数であります。

よって、連合審査会開会申し入れは、同意しないことに決定いたしました。

ただいまの結果につきましては、産業建設委員会委員長へ報告させていただきます。

以上で、本件を終結いたします。

次に、かすみがうら市子ども・子育て会議委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、令和3年7月1日から令和5年3月31日までとなっております。

それでは、かすみがうら市子ども・子育て会議委員1名の推選をお願いいたします。

前委員につきましては、設楽委員が推選されておりました。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時43分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時45分]

子ども・子育て会議委員について、どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○中根光男委員

設楽副委員長を推選いたします。

○櫻井繁行委員長

ただいま中根委員から設楽委員を推選するとご意見がございました。

お諮りいたします。

中根委員からの指名のとおり、設楽委員を推選することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市子ども・子育て会議委員は、引き続き設楽委員を推選することで、議長に報告いたします。

次に、かすみがうら市保健センター運営協議会委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

それでは、かすみがうら市保健センター運営協議会委員2名の推選をお願いいたします。

前委員につきましては、中根委員・設楽委員が推薦されておりました。

保健センター運営協議会委員について、どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○中根光男委員

櫻井委員長と小倉委員を推選いたします。

○櫻井繁行委員長

ただいま、中根委員から小倉委員と私、櫻井を推薦するとご意見がございました。

お諮りいたします。

中根委員からの指名のとおり、小倉委員と私、櫻井を推選することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市保健センター運営協議会委員は、小倉委員と私、櫻井を推薦することで、議長に報告いたします。

○櫻井繁行委員長

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時48分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時49分]

次にその他でございますが、ここで市民部長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○市民部長（山内美則君）

1件報告を申し上げます。

新治地方広域事務組合から事務を引き継ぎました廃棄物焼却施設の解体事業、これに関しまして、市民部、宮本企画監から説明を申し上げます。

○市民部企画監（宮本 明君）

新治地方広域事務組合は、令和3年3月31日をもちまして解散となりました。予定では、令和3年度から令和4年度にかけて同組合の施設である環境クリーンセンター、並びに老人福祉センターの解体を行うこととなります。その財源といたしましては、令和3年第1回定例会において、予算の説明をさせていただいた際には、除却債という起債を活用し、解体事業を行う予定でしたが、今般、これらの解体に係る費用が環境省の循環型社会形成推進交付金という交付金により一部補助されることとなりましたので、報告をさせていただきます。

補助の対象としましては、環境クリーンセンターの焼却施設に係る分の解体費用であり、補助対象経費としましては、3分の1が補助されることとなります。

それら解体スケジュール等が決定次第、追って報告をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で発言が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

次に、保健福祉部長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○保健福祉部長（君山 悟君）

ひとり親家庭に対する特別給付金につきまして、議題として説明すべきところではありますが、制度の内容についての通知が先週の木曜日にありましたことから、その他で説明させていただくことになりましたので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

内容につきましては、低所得のひとり親世帯の支援を行うため、児童1人当たり一律5万円を支給することとなります。

財源は国庫支出金になり、給付金と事務費を合わせて、総事業費として2676万3000円になります。こちらにつきましては、速やかに支給を行うことが求められておりますので、関係予算を専決処分させていただくことで事務を進めておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管であります、子ども家庭課、斎藤課長からの説明とさせていただきます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

資料に沿って説明させていただきます。

君山部長のほうから説明があったところがございますが、まず1点目、支給対象者でございます。

支給対象については、①令和3年4月分の児童扶養手当の受給者の方、②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方を対象としております。

支給額につきましては、児童1人当たり一律5万円となります。

給付金の支給手続でございますが、先ほどの①の児童扶養手当を受けている方につきましては、申請は不要となります。なお、②③の方につきましては、申請をいただき、その後、交付というふうになってまいります。

今後の予定といたしましては、市のホームページに案内を掲載するほか、来週末、大体4月23日頃を予定しておりますが、本日の資料などを送付、ご案内をして、①の児童扶養手当を受けている方については、4月27日の支給を目指して、現在、事務を進めているところがございます。②③の方は申請が必要ですので、申請を受け次第順次進めていきたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

以上で発言が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、執行部の皆様には退席をお願いいたします。

以上で、本日の日程事項はすべて終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時55分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻 井 繁 行